

# 中学校社会科公民的分野における消費者教育の試案

## — 契約に関する意識を手掛かりに —

A proposal for consumer education in the civic field of junior high school social studies.  
Study with awareness about contracts as a clue.

安原 輝彦\*  
Teruhiko YASUHARA

齊藤 耕太郎\*\*  
Kotaro SAITO

【概要】中学校社会科公民的分野における経済学習での小単元「消費生活と経済」(3時間扱い)での2時間の授業について、事前に調査した生徒たちの契約意識を基に、第2時では契約前、契約時、契約後の消費者としての立場から話し合い、第3時では消費者トラブルの場面の寸劇を行うことで契約締結について考え、消費者としての意思決定の重要性について学ぶ授業を提案するものである。

【キーワード】中学校社会科公民的分野 消費生活と経済 契約意識 消費者トラブル アクティブラーニング

### はじめに

民法(債権法)の改正が2020年4月からスタートする。これに伴い消費者契約法も改正され、取り消しうる不当な勧誘行為の追加、無効となる不当な契約条項の追加等の民事ルールの改正が行われたが、消費者市民として暮らすうえで、契約に関する教養を身に付けることは選挙年齢が18歳に引き下げられた現在、義務教育段階の最終年にある中学3年生にとっても重要な学習課題である。すでに消費者として生活を送っている中学3年生の契約に関する意識の実態を踏まえながら、自立した消費者市民の基礎を養う中学校社会科公民的分野における消費者教育の授業を試案するものである。

### 1. 消費者問題(契約に関する事項も含む)に関する意識調査から

内閣府大臣官房政府広報室による世論調査報告書(平成26年1月調査)<sup>(1)</sup>によれば、「契約書を読むか」の質問に対して、「内容を理解するまで読む」との回答は16.2%、「ほとんど読まない」の回答は21.2%で、最も多い回答は「ざっと読む」で40.3%。

また、契約書や約款の内容を「ざっと読む」、「その時々で違う」、「ほとんど読まない」と答えた者(1,474人)に、契約書や約款の内容をよく読まないのはなぜか、との問いについては、「分量が多いから」と答えた者が73.1%と最も高く、以下、「内容が難しく読みづらいから」(62.2%)、「契約書は皆が使っているし、それなりの内容になっていると思うから」(17.4%)などの順となっている。(複数回答、上位3項目)

このような契約に関する意識調査の結果を踏まえながら、消費者被害・トラブルの調査をみでみる。

消費者庁が実施した「平成29年度消費者意識基本調査」<sup>(2)</sup>(平成29年11月実施全国15歳以上10,000人対象)によれば、「この1年間に、自分自身が購入した商品、利用したサービスについて、消費者被害に当たる経験をしたことがある」と回答した人は596人で全体の約6%、その被害事例を聞いたところ、1つの事例を回答した人の割合が73.3%、2つの事例を回答した人が9.9%との報告があった。

また、被害経験があると回答した596人のうち、509人が597件の被害事例をあげているが、これら被害事例を販売・購入形態別に分けた結果では、「通信販売(インターネット取引を含む)」が56.1%、次いで「店舗」が27.8%に上っている。

さらに、被害事例件数597件について相談や申出を行ったかの調査では、「相談又は申出をした」は50.3%、「誰にもしていない」は44.6%という結果だ。

もう一つ気に懸かるのは、被害にあって「相談又は申出をした」50.3%つまり300件の被害事例で被害の回復の有無を調査した結果では、回復「なし」が53.0%であり、「あり」が33.7%であった。

以上の調査結果を概観すれば、15歳以上の義務教育を経た消費者として経済生活を送る人々にあっても、消費者の権利がしっかりと行使されていると判断するにはまだまだ課題が少なくないと考えられる。被害事例の中でも「通信販売(インターネット取引を含む)」が半数を超えており、さらに被害について、相談又は申出を誰にもしていない件数が44.6%という半数に近い割合である。

このことは、今後、顔を見て相対しながら商品やサービスについて確認しながら直接売る者と買う者の取引

\* 教育学部附属総合教育実践センター

\*\* 教育学部附属中学校

の形態よりもインターネットによるバーチャル空間での商取引が増えていくとしたなら、消費者が被害やトラブルに遭遇しても取引形態で複数の業者（あるいは手続き）が関わったときの消費者としての権利をどのように行使し、守っていくかの課題が浮き出てきているのではないだろうか。

また、この消費者意識の調査の中で、「消費者契約法上の取り消し」に関する認知度の調査がある。<sup>(3)</sup>

具体的には「消費者契約法上の取消しに関して、3事例で契約の取消しの可否を聞いた調査である。

(1)『この機械を付ければ電気代が安くなる』と言われたので機械を買ったが、実際にはそのような効果のない機械であった場合には、契約を取り消せる」と正答したのは76.3%。

(2)「自宅で浄水器を勧められ、何度も断ったのに事業者が居座って帰らないので仕方なく契約した場合には、契約を取り消せる」の正答が72.0%と、7割を超えた結果であった。

ところが、(3)「デジタルCSチューナーセットを買えばすぐに某CS放送が見られると思ったのに、別途取り付け機材が必要で、見られなかった。販売店でそのような説明がなかったという場合には、契約を取り消せる」の正答（正答は取り消せない）は36.5%の結果だった。

この契約取り消しに関する3問の意識調査の結果を見ても、(1)は76.3%が取り消せると回答したが、(3)では36.5%しか正答していないのは、(1)については対面販売で説明を受けたにもかかわらず購入した商品が明らかに効果が無いことは販売側に責任があると消費者が認識したと考えられるが、(3)の場合は対面販売でないにもかかわらず、別途取り付け機材が必要であることの説明を販売店が怠ったのだから、取り消せると考えた（販売店に落ち度がある）のではないかとと思われる。この契約に関する3問の意識調査からは、将来にわたって消費者主権を育成するためにも、中学校段階の子どもたちには、契約の範囲、契約の効力など契約に関する一般的概念を法概念という理論からだけでなく、具体例を通して学んでいくことが求められているといえるのではないだろうか。

## 2. 「契約」に関する生徒の意識調査から

### (1) 授業前の状況

中学校3年生の社会科公民的分野における経済単元(16時間扱い)の中で、「消費者教育」としての授業を3時間構成した。

意識調査実施日(平成30年10月1日～5日)

授業実施日(第2時と第3時)

1. 「私たちと消費生活」
2. 「契約と消費生活」平成30年10月21日(水)
3. 「消費者の権利の保障」(具体的事例<sup>(4)</sup>を通して)

平成30年10月28日(水)

特に、本研究に係る「契約に関する意識」を踏まえた授業は、2. 「契約と消費生活」3. 「消費者の権利の保

障」(具体的事例を通して)の2時間である。

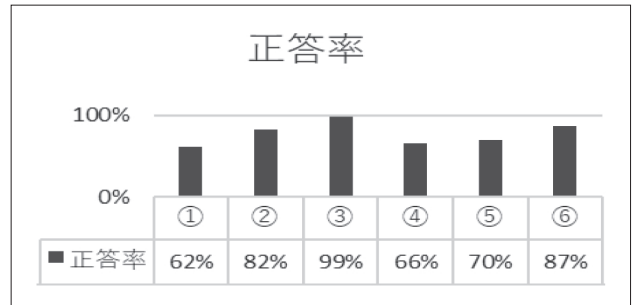
そこで、授業前に事前に生徒たちは契約に関して、どのような知識理解であるのかを以下の3つの問いで調査した。<sup>(5)</sup> その結果は次のようになった。(男子77名、女子81名 計158名)

#### 問い①

次の事例で、「契約」だと思うものには○を、成立しないと思うものには×をつけてください。

- ①電車に乗る。
- ②高校に進学すると先生に誓う。
- ③インターネットでコンサートチケットを買う。
- ④自動販売機でジュースを買う。
- ⑤友達と遊ぶ約束をする。
- ⑥高校に入学する。

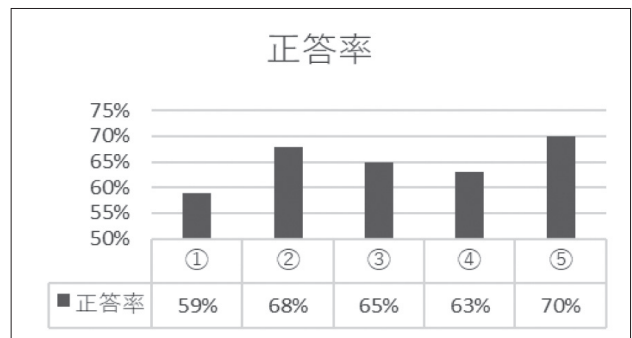
それぞれの正答率は以下のとおりである。



#### 問い②

契約に関する説明で正しいと思うものには○を間違いだと思うものには×をつけてください。

- ①未成年者が親に内緒で結んだ契約は原則取り消せる。
- ②販売員の説明がうその内容だった契約は取り消せる。
- ③脅されて結んだ契約は取り消せる。
- ④口約束の契約は勝手に取り消せる。
- ⑤契約の取り消しと無効は同じことである。



#### 問い③

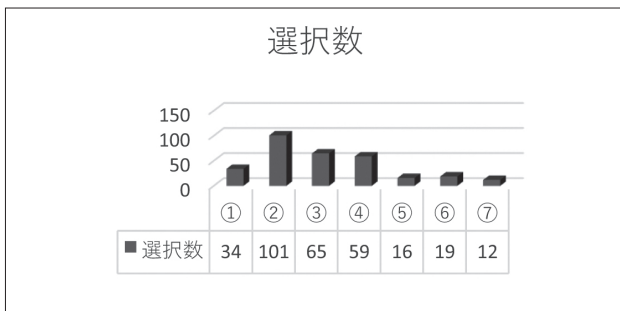
購入した、しないを問わず、商品やサービスの販売方法・勧誘行為に対して不満を持って、苦情を申し出ない消費者が少なくないそうです。それはどうしてだと思いますか?次の中から主な理由だと考えるものを2つ選んでください。

- ①苦情を申し出るほどの損害ではなかったから

- ②手続きが面倒だからあきらめたから
- ③時間がかかりそうなのであきらめたから
- ④苦情を申し出ても解決しないのではないかなと思ったから
- ⑤消費者側にも不注意な点があったと思うから
- ⑥どこに苦情を申し出たらよいかわからないから
- ⑦その他

\*⑦を選択した理由は以下の記述であった。

- ・苦情を申し出る勇気がなかった。
- ・苦情を申し出ると利用した店に申し訳ない。
- ・面倒な客だと思われいろいろ巻き込まれそう。
- ・解決にお金がかかりそうだから。
- ・販売者から脅されそうだから。
- ・たまたま自分買った品が不良品で、申し出ると企業に迷惑がかかるから。
- ・一生懸命働いているので苦情を出したらかわいそうだから。
- ・次からかかわらなければよいかから。
- ・販売した会社名がわからなかったから。



## (2) 授業前調査の考察

### 【問い①から】

「インターネットでコンサートのチケットを買う」ことについてはほぼ全員の生徒が「契約」の認識を持っているのに対して、「電車に乗る」「自動販売機でジュースを買う」ことに対しては、3割の生徒は「契約」の認識を持っていなかった。

小学校の学習指導要領には「契約」という言葉は出てこない。また、「契」の漢字は中学校で学習する新出漢字である。したがって、小学校教育の教科学習の中で「契約」という言葉や概念に触れる機会はほとんどないと考えられる。一方、中学校の歴史的分野での法典や法、人権宣言などの単元で扱う可能性は高い。そして、公民的分野においては、現代社会、経済、政治のいずれの学習でも契約概念の理解が求められる場面があるので、生徒たちは契約概念については一定の理解があると考えられる。

では、アンケート結果が示すインターネットでのコンサートチケットを買うことについては99%の生徒が契約であると認識しているのに、「電車に乗る」「自動販売機でジュースを買う」では3割の生徒が契約を意識していないのはなぜか。おそらくインターネット取引の場合は、手続きを行う場面(画面)に契約条項や解約

に関する記述がありそれらを目にしていることから契約についての認識を持てると考えられる。一方、電車に乗る場合、切符販売や自動改札では契約条項や解約要件などの契約に関することを目する機会はない。自動販売機でのジュースの購入もまた同じである。購買時の手続き場面に「契約」に関する表示や記述が無いことで、知識としての契約概念は理解しているが、現実生活での契約場面で契約概念が働かないことで3割の生徒が契約を意識していないことを注目したい。

### 【問い②から】

この問いの正答率59%で最も低い①「未成年者が親に内緒で結んだ契約は原則取り消せる」については、親に内緒であろうと契約を結んでしまったら取り消すことができないと考える生徒が約4割に上っている。契約の資格条件や手続きに課題があっても、契約を結んだという結果が重く生徒たちの意識に受け止められるようだ。契約締結に関する基礎的な概念を扱う必要性を感じる。このことは2番目に正答率が低い④「口約束の契約は勝手に取り消せる」の結果とも関係が考えられる。

### 【問い③から】

苦情の申し出に関する選択を問うものであったが、「②手続きが面倒」「③時間がかかりそう」「④苦情を申し出ても解決しない」のであきらめる、を選択する生徒が順に多かったが、これは中学生の立場での商品・サービス金額がまだまだ少額であることから、苦情申出に伴う苦痛(コスト感)の方が不満はあってもあきらめる方よりも大きいと考えられるのではないだろうか。残念だが、苦情を申し出ることが自身の権利擁護だけでなく、社会的な消費者権利擁護につながるといった社会的な影響までの考察ができていない点については今後の授業で工夫したいところである。

また、⑦の記述で気に懸かるのは、「苦情を申し出ると利用した店に申し訳ない」「たまたま自分買った品が不良品で、申し出ると企業に迷惑がかかるから」「一生懸命働いているので苦情を出したらかわいそうだから」という記述である。経済学者マーシャルの「クールヘッド・バット・ウォームハート」のクールヘッドを鍛えたいものである。やはり、社会的な視点からの消費者権利の確立への意識を育成していく必要がある。

## 3. 中学校公民的分野の経済単元における「消費生活と経済」の授業実践

「契約」に関する生徒の意識調査を踏まえ、中学校公民的分野の経済単元における「消費生活と経済」(3時間扱い)のうち、「契約」「消費者の権利」(2/3時、3/3時)を中心に授業実践を行った。なお、「契約」並びに「消費者保護」については、現行の学習指導要領(H20年告示)<sup>(6)</sup>もH29年告示の学習指導要領<sup>(7)</sup>においても内容としてほぼ変化はなく、「契約」については現代社会

をとらえる見方や考え方、(枠組み)として「契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる、(理解すること)」と示され、社会生活における決まりという視点から取り上げることが中心である。また、「消費者保護」については、「消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと」と示されている。

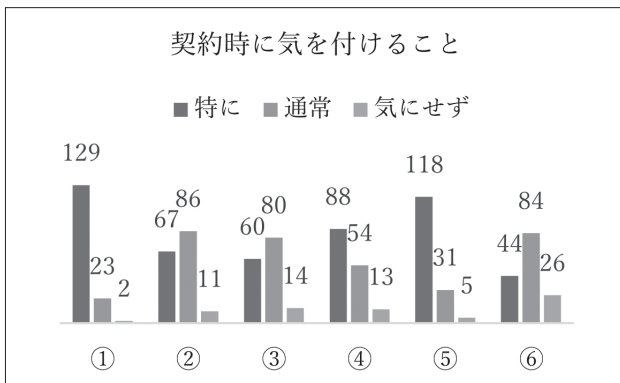
さらに、「消費生活と経済」(3時間扱い)の小単元は、中学生が消費者として生活をしていることから、生活感、切実感を大切に授業展開を工夫し、話し合い活動、ロールプレイ(寸劇)を取り入れた展開を実践した。(指導案については7.資料等)

#### 4. 授業後の意識調査から(項目、結果及び考察)

(1) あなたは今後、契約でトラブルにならないためにどんなことに気を付けたいか。特に気を付ける「○」通常「△」あまり気にしない「×」を付ける。

- ①商品サービスの表示、品質を確認し、選択する。
- ②トラブルに備えて対処方法を準備確認しておく。
- ③問題があれば販売者、事業者へ直接申し立てる。
- ④衝動的な購入を避けて将来を見通した生活設計。
- ⑤個人情報管理、登録、アンケートに適切対応。
- ⑥環境に配慮した商品・サービスの選択。

(結果)



##### (1) についての考察

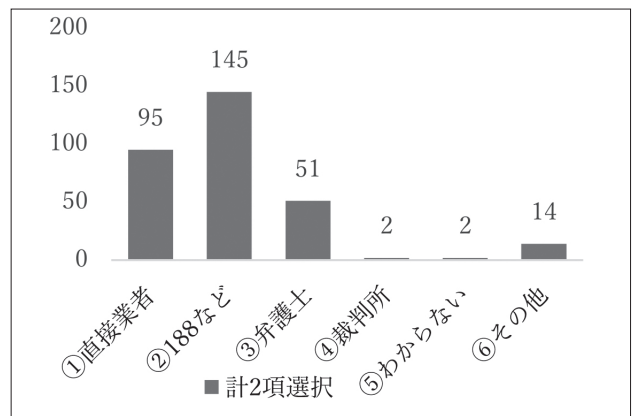
調査に回答した生徒は153名(中学校3年生4クラス)であった。「契約」「消費者トラブル」の2時間(2/3, 3/3時間)の授業を終えた直後の調査であることに留意しなければならないが、生徒たちは①、⑤、④の順で「特に気を付ける」と多くが回答している。①と④については、第1時の「契約と消費生活」で、「契約」「消費者主権」「選択(意思決定)」をキーワードに、グループ協議を通じて、「契約時とは」、「契約自由の原則とは」「消費者の権利と保護について」を具体的に話し合った影響を受けていると考えられる。⑤については第3時(第1時の1週間後に実施)に6グループが行った消費者トラブルロールプレイ(寸劇)で、PCアドレス、電話訪問、アンケート商法などを扱っていたことの影響が考えられる。

⑥については予想されたが他の項目に比較して環境への配慮を「あまり気にしない」との回答数が多いの

は第1時、2時の授業で消費者(消費生活)と環境に関する題材や話題がなく、議論にも取り上げられることはなかった影響が考えられる。これまでの小学校や地理的分野での学習を通じて、消費者主権の中に、環境への配慮などの主体的な取り組みに関する題材を用意することも今後の課題になる。

##### (2) トラブルに遭遇した場合、取り消し、無効を主張する場合の対処について。

- ①企業に直接相談、交渉する。
- ②消費生活センターや「188」に相談する。
- ③弁護士(弁護士仲裁センター)に相談する。
- ④少額訴訟などで裁判所に訴える。
- ⑤わからないまま何もしない。
- ⑥その他



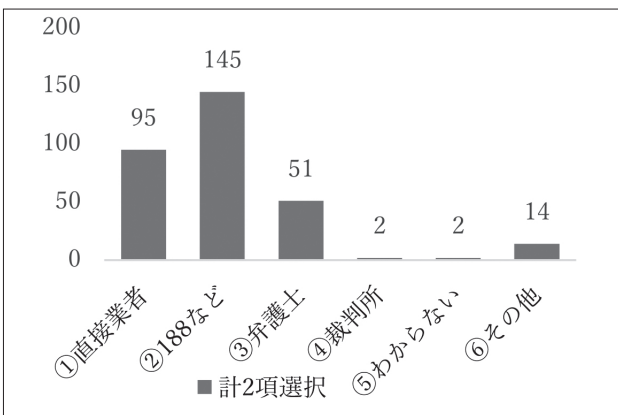
##### (2) についての考察

この設問では、消費者としてトラブルに遭遇した場合、どのように対処するか(2つ選択)を求めた。②の「188」への相談を選択する生徒が最も多い(ほぼ全員に近い)結果となった。このことは第2時でのロールプレイで6つのグループすべてが「188」を扱っていた(程度の差はあるが)ことによるものだと考えられる。ほぼ全員の生徒が授業前に「188」の存在を知らず、自分たちでロールプレイ(寸劇)を創作する過程で基本台本となった「あいち暮らしWEB」の事例<sup>(4)</sup>に掲載されていた「188」を学習してその存在自体とともに、大きな役割を担っていることを初めて知った驚きと理解が強く影響していると考えられる。ロールプレイの打ち合わせの段階でも「こういう相談機関があったんだ」「もしもの場合は使えるね」という実感を意識する発言がどのグループからも出されていた。

また、①の企業の相談窓口申し立てる、業者と交渉する、の項目の回答数が多いのは、やはり、ロールプレイの学習や打ち合わせの段階で、企業窓口の存在や手続きの方法(例えばクーリング・オフ)を学習したことで、ある程度企業や業者と対等にやり取りできる知識や見通しが持てるようになったことが影響していると考えられる。

(3) 次の(ア)、(イ)、(ウ)のそれぞれについて、正しい説明には○、間違っている説明には×を記入してください。<sup>(3)</sup>

- (ア) 「この機械を付ければ電気代が安くなる」と言われたので機械を買ったが、実際にはそのような効果のない機械であった場合には、契約を取り消せる。(正解は○)
- (イ) 自宅で浄水器を勧められ、何度も断ったのに事業者が居座って帰らないので仕方なく契約した場合には、契約を取り消せる。(正解は○)
- (ウ) デジタルCSチューナーセットを買えばすぐに某CS放送が見られると思ったのに、別途取付け機材が必要で、見られなかった。販売店でそのような説明がなかったという場合には、契約を取り消せる。(正解は×)



(3) についての考察

この質問は消費者庁の「平成29年度消費者意識基本調査」の「消費者契約法上の取り消し」に関する認知度を調査する問26と同じ問題を出題した。

生徒の調査数や契約など関係事案の授業後間もないことを考慮すれば消費者庁が実施した15歳以上のデータと単純には比較できない。(いずれも一般消費者調査よりも正答率は高い。特に(ウ)デジタルチューナーの取り消しの有無では、正答率が約2倍)つまり、2時間の授業を通じて、消費者、販売者としてのそれぞれの立場からの契約の範囲、契約の効力、さらには契約の一般的概念を知識や理論からではなく、具体例を通して話し合い、演じてみて実感した直後だからこそその結果であると考えられる。

しかしながら、正答率の高低でなく、正答の傾向を見てみると、やはり一般の傾向と同様に、(ア)、(イ)の正答率の高さに比較して、(ウ)の正答率がかなり低い傾向にあることは注視したい。考えられる可能性としては、(1) 対面販売、訪問販売、一般購入の販売や購入形態の違いによる契約後の対応についての違いを意識していない。(2) 販売や購入形態というよりは購入商品やサービスによって契約後の対応が異なると考えている。(3) 商品やサービスの値段によって契約に関する対応が異なると考えているなどの可能性がある。だからといって、中学生の社会科の授業で詳しい契約の取り消

しを詳細に教えることはできない。大切なことは契約の取り消しができる場合とできない場合があることを「契約自由の原則」と「消費者主権」の観点から調べて解決できる程度ではないだろうか。関心を持ったこと、疑問に思ったこと、腑に落ちないことについて、消費者、販売者の立場から調べたり、考えたりすることの学びの姿勢を学習内容(この時間の場合には契約という商行為)に取り組むことで鍛えていくことである。

(4) 消費者主権とはどのようなことだと考えますか。あなたの考えを書きなさい。(記述)

(主に消費者の立場から)

- ・消費者を一番に考え守ること
- ・消費者の権利、立場を尊重すること
- ・自律した消費者として行動し選択すること
- ・消費者が安心安全公正なサービスを受ける権利

(消費者と企業(生産販売)双方に関して)

- ・売る方が消費者の立場になって販売する
- ・契約を結ぶとき有利な企業に対して消費者を守る
- ・企業が情報公開して、消費者にしっかり伝える

(行政の立場から)

- ・素人の消費者とプロの販売者を同等にすること
- ・情報を公開して消費者を守ること

## 5. 成果と課題

授業実践にあたっては、次の5点の課題意識を基にした授業構成を計画し、生徒たちが「主体的、対話的で深い学び」に向かうこと目指して実践した。<sup>(8)</sup> 授業後にそれぞれの課題意識についての成果と課題について検討した。(指導案については7. 資料等を参照)

(1) 生徒の実態(生活や関心)に応じた授業実践を目指しているか。特に、学習課題に対する学習前の知識や意識を活かした授業案を作成できるか。

【検討】今回は(公益)消費者教育支援センターが発行している「悪徳商法対策ゲームⅡ」<sup>(5)</sup>で取り上げられているチャレンジゲームを参照に「契約」の意識調査を事前に把握して、結果を基に授業の学習課題を作成したことで、授業に取り組む意欲や関心が高まったことは協議の様子やノート、ワークシートの記録から効果的であることがわかった。今後も授業計画、構成にあたり生徒の意識調査を活用したい。

(2) 学習内容と生徒たちの生活実感や日常生活をベースにした題材が用意できるか。

【検討】特に公民的分野においては消費者、将来の生産者、主権者、市民といった当事者感覚を大切に授業実践が有効になってくる。したがって学習課題や教材が当事者意識を喚起するものを用意することでかなりの効果が期待できると考えられる。生徒たちの生活環境である家庭や地域、マスコミ情報など日ごろからアンテナを高く張っておく必要がある。

(3) 議論や対話など、他者との交流によって自己の考えや学びの視点を広げるチャンスの学習場面を用意しているか。(資料：生徒の自主的作成脚本例)

【検討】 今回の第2時でのグループ協議、第3時でのロールプレイはまさに生徒たちの視点を広げ、考えをぶつけ合い、思考力、表現力を試すことができた。ポイントは学習課題の設定と教材、学習方法のマッチングである。やさし過ぎず、難し過ぎず、楽しく、しかも切実感が得られる学習課題の設定である。

(4) 学習内容を活用できるような学習機会を設けているか。

【検討】 今回の実践では、授業後に家庭で家族員と消費者被害についての意見御聴き取りを家庭学習に据え、大きな反響があり、学習が深まった結果を得ている。(7. 資料「ワークシート課題4」)<sup>(9)</sup>

学習したことを生徒同士は無論、家庭・地域の人たちと共有することで大きな効果が得られた。家庭からの授業評価も高く、継続していくことを求められた。

(5) 社会科としての教科特性である社会的な見方や考え方を生徒たちに自覚させているか。

【検討】 今回の授業は家庭科での「消費生活・環境」単元と重なる内容もあったが、協議やロールプレイでは販売者や生産者の視点からの考察、また、民法等法教育の観点から信義則、権利と義務、損害賠償等の社会的な意義についても検討させたことで、被害への対処を支える社会的な諸概念にまで発展した考えを掴んだ生徒も少なくなかった。他教科、他分野との連携、活用を効果的に行っていくことで生徒の学習の深みが変わることを実感した授業だった。

#### 【参考文献・引用等】

- (1) 内閣府大臣官房政府広報室による世論調査報告書(平成26年1月調査)
- (2) 消費者庁が実施した「平成29年度消費者意識基本調査」(平成29年11月実施全国15歳以上10,000人対象)
- (3) 消費者庁が実施した「平成29年度消費者意識基本調査」pp59「消費者契約法上の取り消し」に関する認知度の調査
- (4) 消費生活情報「あいち暮らしWEB」事例 <http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/example/general.html>
- (5) 「悪徳商法対策ゲームⅡ」(公益)消費者教育支援センター 2016年2月
- (6) 学習指導要領(平成20年告示)
- (7) 学習指導要領(平成29年告示)
- (8) 「深い学びを促すアクティブラーニング3章」教育の方法と技術 ナカニシヤ出版2017年10月
- (9) 第3時修了後のワークシートでは「課題4」で「各家庭で本時の消費者トラブルについて話題にし、家

族員から感想を書いてもらってください。その際、【188】の活用、クーリングオフ制度について話題に出してください」の項目について、回収後の結果から家族員からの感想を拾ってみた。

- ・今後様々な商法が増え、それに伴い法律も整備されていくと思う。その情報も高齢者や情報弱者も含め、いかに共有できるかが大切だと思いました。
- ・最近では太陽光発電の訪問販売やインターネット接続関係の電話が多いですが、その場では決めずに改めて返事をするようにしています。「188」やクーリングオフ制度は消費者の救世主。いざというときは頼りにしたいです。
- ・知らなければできない法の権利を早い段階で学べたのは素晴らしいと思います。世の中には知らないで損をすることがたくさんあります。これからの学びには非つなげて行ってほしいと思います。
- ・知らなければ被害者にも、加害者になることもあることを改めて理解しました
- ・188の存在は父親の私も知りませんでした。中学生でクーリングオフを学ぶのですね。具体的でわかりやすかったです。
- ・クーリングオフの相談をするため、区役所の窓口に行ったことがあります。20年前に188があったかどうかは知りませんが、お世話にならないよう慎重になることが大事です。
- ・以前住んでいた家に突然塗装業者が訪ねてきて契約を頼まれたことがありました。そのような時188を知っていればと思いました。今はカレンダーに188と大きく書いています。
- ・消費者を保護する制度があるとはいえ、流れで衝動的に契約するのではなく、時間をかけて考えたり、その制度にも時間の制限や制約があることを知ったうえでサービスや商品についても判断すべきである。
- ・我が家では高齢者一人で家にいたので、その間言葉巧みに騙されてしまいました。日ごろからこのようなトラブルの事例を話題にして騙されないようにすることが大事だと思いました。

7. 資 料 集 ( 提 導 案、アンケート、シナリオ、ワークシート)

指導案	私たちと経済 消費生活と経済	第2時	第3時
指導案	私たちと経済 消費生活と経済	第2時	第3時
過程	○ 学習課題・学習内容・学習活動 ○ アンケート集計結果から考える。(授業前アンケートの結果) ○ グループでこの結果について、どのように受け止めたか話し合う。	○ 学習課題・学習内容・学習活動 ○ 消費者トラブルの例示6案を、5分以内でのロールプレイとコメント説明についての各グループごとの打ち合わせ 【確認事項】 ・シナリオ ・対処方法や相談機関などのコメント内容 ・演じる者も、コメントする者も特に訴えたい点を押さえる。	○ 学習課題・学習内容・学習活動 ○ 消費者トラブルの例示6案を、5分以内でのロールプレイとコメント説明についての各グループごとの打ち合わせ 【確認事項】 ・シナリオ ・対処方法や相談機関などのコメント内容 ・演じる者も、コメントする者も特に訴えたい点を押さえる。
導入	○ 本時の課題 消費者の権利と義務について考えよう キーワード 「契約」「消費者主権」「選択(意思決定)」	○ 次の内容順でロールプレイを行う。	○ 次の内容順でロールプレイを行う。
展開	○ グループ協議 I ① 「インターネットでコンサートのチケットを買う」という取引で、「契約」が成立するのはどのタイミングでしょうか。 ・客(消費者)から注文が販売業者に届いた時点 ・販売業者から各に(消費者)に承諾のメールを発送した時点 ・客(消費者)に承諾のメールが届いた時点 ・客(消費者)が販売業者に料金を払った時点 ・販売業者から各にチケット(電子データ含)が届いた時点	1. 「ワンクリック登録されてしまったサイト料金」(インターネット・ワンクリック・有料サイト) 2. 「エステ無料体験から化粧品などを次々に契約」(エステ・美容・無料体験・中途解約) 3. 「解約したい屋根の工事」(工事契約・屋根)	・タイム管理 ・コメントの要点を整理した資料配布(A4版1枚) ・質疑については評価プリントに記入 ・自分たちのグループ以外の評価をしっかりと行う
閉	② 「契約」が成立したら、発注者(消費者)と販売業者にはどんな義務が発生しますか? ・チケット料金を支払う義務 ・チケット(商品)を提供する義務	4. 「現状渡して購入した中古車の不具合」(中古車・不具合・現状渡し<保証なし・整備なし>) 5. 「全額振り込んだのに届かないインターネット通販のPC」(インターネット通販・前金払い)	・契約(解約) ・クーリングオフ ・消費生活相談 ・「188」等については確認しておく
まとめ	○ グループ協議 II 消費者と生産者(販売業者等)の間には「契約自由の原則」があるのに、一方で「消費者基本法」「消費者契約法」「製造物責任法」「消費者教育推進法」など消費者を守る法が制定されているのはなぜでしょうか? ○ なぜ、消費者主権(自立した消費者として選択、行動する)が大切なのでしょう? ・あなたの考えを述べなさい。(ワークシートへ記入)	6. 「訪問買取りの業者に売った貴金属」(訪問買取り・貴金属・押し買い) ○ 各グループで、今回のロールプレイについて反省会を行う。 ・わかりやすいロールプレイとコメントだったか。 ・特に、訴えたいことが伝わるように工夫した点は何か。	○ 【事後学習】(課題) ・各家庭で、本時の消費者トラブルについて話題にして、家族員からの感想を提出する。その際に以下の点について確認する ・消費者相談機関 ・「188」の活用 ・クーリングオフ制度
まとめ	○ 次時(第2時)の打ち合わせ 6グループの構成(クジ引き)と各グループのロールプレイ場面を考える。(役者2~4名、コメントーター2~3名)役割分担とセリフの確認等	10分	10分

消費者の契約に関するアンケート調査  
授業前

( ) 組 男 女

(1) 次の事柄で、「契約」だと思うものには○を、成り立たないと思うものには×をつけてください。

- ① 電車に乗る。
- ② 高校に進学すると先生に誓う。
- ③ インターネットでコンサートのチケットを買う。
- ④ 自動販売機でジュースを買う。
- ⑤ 友達と遊ぶ約束をする。
- ⑥ 高校に入学する。

①	②	③	④	⑤	⑥
---	---	---	---	---	---

(2) 契約に関する説明で正しいと思うものには○を、間違いだと思うものには×をつけてください。

- ① 未成年者が親に内緒で結んだ契約は原則取り消せる。
- ② 販売員の説明がその内容だった契約は取り消せる。
- ③ 脅されて結んだ契約は取り消せる。
- ④ 口約束の契約は勝手に取り消せる。
- ⑤ 契約の取り消しと無効は同じことである。

①	②	③	④	⑤
---	---	---	---	---

(3) 購入した、しないを問わず、商品やサービスの販売方法・勧誘行為に対して不満を持って、苦情を申し出ない消費者が少なくないそうです。それはどうしてだと思いますか？次の中から主な理由だと考えるものを2つ選んでください。

- ① 苦情を申し出るほどの損害ではなかったから
- ② 手続きが面倒だからあきらめたから
- ③ 時間がかかりそうなのであきらめたから
- ④ 苦情を申し出ても解決しないのではないかと考えたから
- ⑤ 消費者側にも不注意な点があったと思うから
- ⑥ どこに苦情を申し出たらよいかわからなかったから
- ⑦ その他 ( )

	⑦
--	---

授業後

(1) あなたは今後、契約でトラブルにならないためにどのようなことに気をつけたいですか。特に気を付けるものには○を、通常気を付けるものには△を、あまり気にしないものに×をつけてください。

- ① 商品・サービスの表示や品質、説明を十分確認し、理解した上で商品やサービスを選択する
- ② 商品やサービスのトラブルに備えて、対処方法をあらかじめ準備・確認しておく
- ③ 商品やサービスについて問題があれば、販売者や事業者直接向けて申告を行う
- ④ 衝動的な購入を避け、今後の自分の経済状況の変化等、将来を見通した生活設計を考える
- ⑤ 個人情報管理について理解し、会員登録やアンケート調査には適切な行動をとる
- ⑥ できるだけ環境に配慮した商品やサービスを選択する

①	②	③	④	⑤	⑥
---	---	---	---	---	---

(2) 今後、万が一契約に関するトラブルに巻き込まれ、消費者契約法により取り消しや無効を主張する場合はどのように対処しますか。主なものを2つ選んでください。

- ① 企業の相談窓口申し立てするなど自分で業者と交渉する
- ② 消費生活センターに相談する。「118」に電話をかける
- ③ 弁護士(弁護士相談センター)に相談する
- ④ 少額訴訟などで裁判所に訴える
- ⑤ わからないまま何もしない
- ⑥ その他 ( )

	⑥
--	---

(3) 次の(ア)、(イ)、(ウ)のそれぞれについて、正しい説明には○、間違っている説明には×を記入してください。

(ア) 「この機械を付ければ電気代が安くなる」と言われたので機械を買ったが、実際にはそのような効果のない機械であった場合には、契約を取り消せる。

(イ) 自宅で浄水器を勧められ、何度も断ったのに事業者が居座って帰らないので仕方なく契約した場合には、契約を取り消せる。

(ウ) デジタルCSチューナーセットを買えばすぐにCS放送が見られると思ったのに、別途取付け機材が必要で、見られなかった。販売店でそのような説明がなかったという場合には、契約を取り消せる。

ア)	イ)	ウ)
----	----	----

(4) 消費者主権とはどのようなことだと思いますか。あなたの考えを書きなさい。

<生徒自作資料>

**STORY (Original)**

料理を身で、美味があったので東通エスプレッソの無料体験に出かけた。体験後「当分はキャンセルで、有期期間内(20回券が50万円のこの30万円になる。この半年ほど、やはりいじりたのでもう30万円、エスプレッソで焼く化車は10万円の合計40万円の契約をした。その後もエスプレッソに行くと生けに焼き、車庫を勧められ、契約。商標の題に言われるので、断れない。クレジットの支払いが大型になってきたので、総額で100万円に上ったから、解約できない」と言われた。(20代女性 給与生活者)

**TROUPE**

劇団員(匿名グループ)  
2018年9月、特に接点のないY人によって結成された。主となる業務は食品販売である。1人1人の個性が強い組織ではあるが、集団では大きな力を発揮する(はずの)者たちだ。  
本作が、本劇団の公演となる。なお、本公演は、食品販売業務とは無関係である。

---

社会科授業特別制作公演  
**エスプレッソの畏**

公演日時: 2018年10月31日(水) 8時40分~9時30分(90分間)  
公演場所: 埼玉大学附属高等学校 講堂  
公演劇団: 劇団員

作: 愛知県民文化振興会生活課  
監修: 斎藤 新太郎先生  
脚本: 濱出 松崎 晴彦(主宰)

**CASZ**

【劇団員】  
増田 壮一 部長(セント・ニコラス)  
石川 理子 店員  
宮崎 日菜 店員  
栗山 奏香 窓口職員  
松原 順輝 ナレーション  
井藤 央 演出・撮影員  
岸 孝太郎 撮影員

平成30年度 社会科ワークシート 公民的分野 #25

学習日 年 月 日 曜日

【単元の課題】  
よりよい社会のために経済は何ができるだろう。

教 p. 120-126 資 p. 90-93

課題1 「消費者トラブル」の各グループの発表について、評価しよう(各項目 20点満点)

グループ テーマ	演技の内容 わかりやすさ	役割分担 チームワーク	コメント 内容のわかりやすさ	アイデア 面白さ	時間 全体の構成	合計点
ワンクリック						
エステ						
屋根工事						
中古車購入						
PC購入						
買取り						

課題2 あなたのグループが発表した消費者トラブルの内容から学んだことを、ノートに箇条書きで書き出そう。

課題3ほかのグループの発表を見て、消費者被害、トラブルについてどんなことを学びましたか。ノートに箇条書きでたくさん書きだそう。

課題4 各家庭で、本時の消費者トラブルについて話題にして、家族員から感想を書いてください。その際、①「118」の活用②クーリングオフ制度を話題にしてください。

事例: キーワード: 「118」「クーリングオフ」

感想:

本時の活動を振り返って自己評価を書きなさい。

自分	自分	自分	自分	自分	自分	自分	自分
自分	自分	自分	自分	自分	自分	自分	自分